⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。
⑸　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所（以下「当工事事務所」という。）が認める外国での施工実績を含む。
・単体又は共同企業体の場合の代表者及び構成員は、階数地上９階以上かつ延床面積10,000㎡以上の各条件をすべて満たす共同住宅の新築工事の施工実績を有すること。
⑹　単体又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。
①　監理技術者　平成14年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、監理技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験が１年以上あり、かつ一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。
②　その他　配置予定の監理技術者にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑺　本工事に係る設計業務の受託者並びに当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）
⑻　当工事事務所との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。
⑼　一般競争に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに、共同企業体を構成する場合は、共同企業体競争参加願書、委任状及び共同企業体協定書（あわせて以下「参加願書等」という。）を提出する期限である提出期間の最終日から開札の時までの期間に、当工事事務所から発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者及び同期間において提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。）でないこと。
⑽　申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。
⑾　申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当工事事務所との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。
⑿　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下まとめて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
⒀　共同企業体を構成する場合においては、次の基準を満たす者であること。
①　共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係がないこと。（入札説明書参照）
②　構成員の数は２ないし３者とする。構成員の出資比率は、２者の場合は30%以上、３者の場合は20%以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成とし、甲型とする。
③　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。
⒁　工事全般の安全管理計画及び工事全般の近隣配慮計画が不適切でないこと。
⒂　技術提案（全体工期の短縮）が不適切でないこと。

３　総合評価に関する事項
⑴　入札の評価に関する基準
①　工事全般の安全管理計画を評価する。
②　工事全般の近隣配慮計画を評価する。
③　技術提案（全体工期の短縮）を評価する。
⑵　総合評価の方法
①　標準点　競争参加資格を満たした入札参加者には標準点100点を与える。
②　加算点　加算点は、⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、①、②及び③の合計点（10.0点満点）とする。
③　総合評価は、上記により得られる標準点と加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者は、価格及び⑴「入札の評価に関する基準」に示す評価項目により入札し、次のア）、イ）の全ての要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって算出された評価値の最も高い者を落札予定者とし、その者の工事請負入札書（以下「入札書」という。）に添付された工事内訳書、工事内訳明細書及び科目内訳を審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。
ア）入札価格が基準価格の制限の範囲内であること。
イ）評価値が、標準点（100点）を基準価格で除した数値を下回らないこと。
ただし、落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と本契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、当該落札予定者に照会、審査のうえ妥当な場合に落札者に決定する。
②　①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、最低価格を提示した者を落札予定者とする。なお、最低価格を提示した者が複数者いる場合は、抽選により決定する。
③　全ての入札参加者の入札価格が基準価格の制限の範囲外だった場合、随意契約に移行する。この場合、入札者参加者の中から最低の価格の者を第１順位者に指名し、協議し、基準価格以下でその者と本契約を締結する。（不調の場合は次に低い価格の者と協議し、更に不調の場合は順次行う。）

４　技術提案に関する事項
⑴　本工事では、全体工期の短縮に関する技術提案を受け付ける。
⑵　技術提案における条件
①　別途工事である電気設備工事は工事しゅん功までの間に行うため、技術提案として提出する全体工程表には当該別途工事の工程も加味し記載すること。本工事の実際の施工に際しては、電気設備工事担当者と連絡調整を取り進めること。
②　次に示す提案は欠格とする。
ア）全体工期が標準工期（15ヶ月）を超える提案
イ）月当たりの平均作業日数が23日以上の提案
ウ）工事目的物の変更（寸法・形状等）を伴う提案
エ）本工事（別途工事である電気設備工事を含む。）における工事目的物の引渡し前に、建築行政・消防等の検査期間並びに発注者及び監督員（工事監理を委託された第三者を含む。）の確認期間及び是正期間（この期間で検査の受検及び検査済証等の受理をすることとし、当該期間には休日等の日数を含む。）を１ヶ月以上確保していない提案
オ）設備の試運転、調整期間を適切に設定していない提案
カ）入札説明書及び仕様書の条件を満たしていない提案
キ）施工に対する安全性の配慮に欠ける提案
ク）関係法令を遵守していない提案
ケ）当工事事務所が認めていない一定の条件を付している提案等
⑶　全体工期の短縮に関する技術提案　技術提案にあたっては、標準工期を参考として適切な全体工程を計画し、その具体的な内容を全体工程表により記載すること。（入札説明書参照）ただし、当工事事務所が請負者の技術提案内容を適切と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が軽減されるものではない。
⑷　評価内容の担保　実際の施工に際しては、全体工程表に記載した施工を行うものとし、請負者の責により全体工程表に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行わせるか否かを問わず、契約責任者は、請負代金額の減額、損害金の賠償を求めることがある。